

明石市感染症予防計画の策定について

令和5年12月議会・文教厚生常任委員会において報告しました明石市感染症予防計画(案)について、パブリックコメントによる意見公募等を踏まえ、計画として取りまとめましたので報告いたします。

1 明石市感染症予防計画の概要（別紙概要版・全体版参照）

予防計画は、平常時から感染症の発生予防やまん延の防止に重点を置いて、保健所の人員体制の確保や人材育成、必要な機器や機材の整備、関係機関との連携等、保健所体制や検査体制等についての方向性を示すものです。

明石市感染症予防計画で定める事項は以下の通りです。

- I 感染症の発生予防のための施策
- II 感染症のまん延防止のための施策
- III 病原体等検査の実施体制および検査能力の向上
- IV 感染症の患者の移送のための体制確保
- V 外出自粛対象者や療養生活の環境整備
- VI 人材の養成および資質の向上
- VII 保健所の体制の確保
- VIII 緊急時における国、県および政令市・中核市の連絡・連携体制

2 パブリックコメントの実施結果について

- ① 実施期間 2024年（令和6年）1月10日（水）から2月9日（金）まで
- ② 提出件数 2件（1名）
- ③ 意見
 - ・病床の確保が重要だと考えますが、これについての記載が必要では。
 - ・計画は方向性を示すものとありますが、具体的にどう取り組むかが必要。

3 今後の予定

本年3月末に計画を策定し、公表する予定です。